

# 公益社団法人徳島県労働者福祉協議会定款

## 第5章 役員

### (役員)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事10名以上15名以内
  - 二 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を法人法上の代表理事とし、3名以内を同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (理事及び監事の選任)

第21条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選定する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任し、同じく選定された業務執行理事より1名を専務理事、2名以内を常務理事として置くことができる。

### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の業務執行に係るその職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、業務執行に係るその職務を代行する。
- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

### (役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有

する。

**(役員解任)**

**第25条** 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

**(報酬等)**

**第26条** 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤理事及び監事に対して、会員総会において別に定める報酬等の支給基準により、会員総会の決議を経て、常勤理事及び監事に報酬を支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その費用を支払うことができる。

**(役員損害賠償責任の免除規定等)**

**第27条** この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、法人法で定義される外部役員との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には法人法113条第1項の規定による最低責任限度額を限度とする契約を、あらかじめ締結することができる。

**(顧問)**

**第28条** この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

一 代表理事の相談に応じること

二 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の期間は4年以内とする。

5 顧問の報酬は、無償とするが、費用を支払うことはできる。